

ID: 163

担当部署: 都市建設課

<b>処分の概要</b>	行為の許可及び変更許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町都市公園条例 第3条第1項及び第3項(第16条において準用する場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	昭和45年条例第3号		
<b>【基準】</b>			
第3条及び第4条の規定による。 (行為の制限)			
第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、町長の許可を受けなければならない。			
(1) 行商、募金、その他これらに類する行為をすること。			
(2) 業として写真又は映画を撮影すること。			
(3) 興行を行うこと。			
(4) 競技会、展示会、博覧会、その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。			
2 前項の許可を受けようとする者は行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。			
3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出してその許可を受けなければならない。			
4 町長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り第1項又は第3項の許可を与えることができる。			
5 町長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。 (許可の特例)			
第4条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、前条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日